

第5回 播磨町上下水道運営委員会 議事概要

日 時	令和4年3月28日(月) 14時～15時30分
場 所	播磨町役場 第二庁舎3階 会議室1
出席者	<p>【播磨町上下水道運営委員】</p> <p>竹川 宏子(学識経験者・兵庫大学現代ビジネス学部教授)(会長)</p> <p>坂江 博(学識経験者・兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課水道班班長)</p> <p>松本 秀明(使用者の代表・播磨町商工会(住友精化(株)別府工場))</p> <p>西口 泰平(使用者の代表・播磨町商工会(株)西口商店)</p> <p>日下部 義和(使用者の代表・播磨町自治会連合会(古田東自治会会長))</p> <p>藤本 徳子(使用者の代表・播磨町連合婦人会顧問)</p> <p>中村 ルリ子(使用者の代表・播磨町消費者協会会長)</p> <p>吉川 俊行(使用者の代表・播磨町民生委員児童委員協議会副会長) ※代理出席</p> <p>【事務局】</p> <p>高見 竜平(理事)</p> <p>藤原 崇雄(上下水道グループ統括)</p> <p>村田 隆(上下水道グループリーダー)</p> <p>西本 真規(上下水道グループリーダー)</p> <p>筒井 和秀(上下水道グループリーダー)</p> <p>早川 くみ子(上下水道グループ主査)</p> <p>【委託事業者】</p> <p>EY新日本有限責任監査法人</p>
欠席者	なし
議題	<p>1 開会</p> <p>2 議事(1) 答申(案)</p> <p>3 播磨町水道事業ビジョン・経営戦略(案)について</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>

1 開会

2 議事

(会長)

こちらの委員会ですが、第5回ということで、毎回説明もたくさんあって非常に内容も難しいと思いますけれども、皆様のご協力により、必要な説明についてもきちんと確認できていると思います。今日は答申案を皆様にご確認いただいて、「案」が外せるように議論していきたいと思います。前回までに議論してきたことを振り返る、確認するといったことが主な内容となります。本日も皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議事(1) 答申(案)

(事務局)

資料2をご用意ください。答申書(案)については、これまでの上下水道運営委員会での議論を踏まえて作成しております。全体の説明をさせていただいた後にご意見等いただければと考えております。それでは、答申書案の主な内容について確認をさせていただきます。まず、2ページをお開きください。2ページから答申する内容をまとめておまして、留意事項として、公正妥当であること、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とすること、公営企業の健全な経営を確保することができるもの、定率又は定額をもって明確に定められていること、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと、以上5点を挙げております。それから算定方法としましては、日本水道協会が作成する「水道料金算定要領」に基づきまして、資本費用を加えた総括原価方式によることが適当であるとしております。「1. 水道料金改定について」「(1) 料金算定期間」ですが、本町では短期的には急激な変化が見込まれていないことから令和5年度から令和9年度までの5年間とすることが適当であるとしております。「(2) 料金改定率及び資産維持率」ですが、資産維持率を2.0%とした場合、2.5%とした場合、3.0%とした場合のシミュレーションを行い、その検証結果をまとめております。続いて5ページをご覧ください。大幅な料金値上げによる使用者の負担を軽減するとともに、頻繁な料金改定を回避するために、本委員会としては、資産維持率を2.5%とし、社人研及び人口ビジョンの人口予測に基づく将来予測によりまして、料金改定率は13.6%を下限、14.9%を上限とすることが適当であるとしております。「(3) 料金改定の実施時期」につきましては、使用者への周知期間等も必要であることから、料金改定の実施時期は、令和5年4月1日としております。「2. 水道料金体系について」「(1) 基本的事項」については、現行の料金体系において、口径毎の使用水量と負担する料金の割合は概ね対応しており、口径毎に公平に負担できていると言えることから、現行の料金体系を基本として料金体系案を検討することが適当であるとしております。6ページをご覧ください。「(2) 基本料金と従量料金の割合」ですが、水道事業は多くの施設を保有しており、送る水道水の量にかかわらず固定的に発生する費用の割合が高くなっています。

従いまして、その費用をできるだけ基本料金で回収し安定的な事業運営を行うため、基本料金収入の割合を増やしていく必要がありますが、大幅に増加させると使用者に過度の負担が生じるため、一定の配慮が必要であり、全体の料金収入に占める基本料金の割合を25%程度とすることが適当としております。「(3) 従量料金及び逓増度」についてですが、水道料金は均一料金制とするのが原則であるところ、本町の現行料金体系では逓増料金制が採用されており、逓増度は1.7倍となっています。逓増度を検討する上で、現行の料金体系における1.7倍を大きく超えないように留意する必要があるとしております。「(4) 激変緩和等に関する事項」ですが、基本料金改定の上限は、現行基本料金の1.5倍程度に留めること、家庭用で使われる口径13mm、20mmについて、10^mまでの使用水量区分を新たに設定し、現行よりも低い単価とすること、逓増度を緩和するため最高単価の引き上げ幅は最小限にすること、使用者数が多い水量区分帯の使用者の改定率が概ね目標とする改定率になるよう設定し、大口使用者の負担軽減を図ること、以上4点を挙げております。7ページをご覧ください。「(5) 料金表(案)」ですが、これまでの議論を踏まえて第4回運営委員会でお示した「改定案4(バランス型)」の料金表となっています。基本料金の割合については、水道料金算定要領に基づいて固定費の40.3%を配分すると基本料金の割合が現行の18%から倍増し37.9%となってしまいますので、25%に抑えた案となっております。さらに激変緩和措置としまして口径13mmと20mmには新たに10^mまでの区分を設け、単価を80円としております。また、口径25mm以上については、現行料金の従量料金は2段階で単価を設定しておりますが、負担軽減を図るため3段階に増やしています。最高単価については、170円から5円増の175円としており、引き上げ幅は最小限にしております。逓増度については、激変緩和措置として80円の最小単価を設定したことにより1.7倍から2.2倍に増加しております。本案での、料金改定率は14.6%となります。9ページをご覧ください。「(6) その他の検討事項」として、インボイス制度への対応、中止料金制度の廃止、工事用の一時使用料金について、船舶給水用の水道料金について、の4点を挙げております。インボイス制度については、適用税率と消費税額を請求書等に印字し、使用者に通知する制度ですが、現行の料金では10円未満は切り捨てしており、正確な税額を通知することができないため1円単位の請求に変更します。中止料金については、使用中止期間中も検針やメーター交換などの維持管理コストが発生することから、昭和54年度から徴収しておりましたが、この度総括原価に基づく水道料金の改定を行うことにより廃止します。それから、これまで検討してきた一般用水道料金とは別に、本町では工事用の一時使用料金と船舶用の水道料金がございます。工事用の一時使用料金は、住宅建設現場等において、水道を一時使用する際に徴収する料金ですが、一般用の水道料金と比較すると従前から割高に設定されています。工事用の一時使用料金を改定すると、建設コストがさらに増加することになり、播磨町への人口流入を阻害する懸念がありますので、工事用の一時使用料金は、据え置くことが適当であるとさせていただいております。船舶給水用の水道料金については、負担の公平性の観点から、今回の料金改定に合わせて、一般用の水道料金と同程度の改定率

14.6%の改定とすることが適当としております。現在船舶用の水道料金については税抜1 m³当たり 280 円ですが、14.6%の改定を行うとすると 320 円になります。公共ふ頭内には船舶に給水するための配水管が布設されており、県との協定により船舶給水用のメーターまでの配水管の維持管理は町で行うことになっております。来年以降、公共ふ頭内の配水管の更新を予定していることもあり、県に応分の負担をお願いしたいと考えております。「3. 附帯意見」については、これまでの運営委員会でいただいたご意見を中心に、今後の水道事業の運営に対する意見としてまとめております。「(1) 施設・管路等の維持管理について」ですが、施設や管路について、適切な維持管理を行うとともに、事故や災害、設備の異常等の不測の事態に備え、迅速に対応できる体制整備に努める必要があります。「(2) 施設・管路等の計画的な更新について」ですが、老朽化した施設や管路について、計画的な更新に努めるとともに、今後発生が懸念される大規模災害に備えて、耐震化を進めていく必要があります。「(3) 住民への周知について」ですが、料金改定に対する住民の理解が正しく得られるように、わかりやすい資料の作成や丁寧な広報を行う等、周知の徹底を図る必要があります。「(4) 水道料金の継続的な見直しの検討について」ですが、料金改定後も引き続き健全な経営に努めるとともに、料金算定期間ごとに、経営状況や社会情勢の変化等を考慮し、料金改定の必要性について定期的、継続的に検討する必要があります。なお、今後料金改定を実施する場合においても、住民生活に与える影響を十分考慮し、料金改定率を10%～15%に収める等、段階的に引き上げる配慮が必要です。以上、4点をまとめておりますが、他にご意見等がございましたら本委員会の意見として追加したいと考えておりますのでよろしくお願い致します。今後、答申書に基づいて料金改定の準備を進めていくこととなりますが、総務建設常任委員会において答申の内容の説明を行うとともに住民の皆様への広報に努めてまいります。その後、令和4年9月に条例改正案を議会に提案、令和5年4月1日に料金改定を実施するという予定で、進めてまいりたいと考えております。答申書の内容の説明については以上です。

(会長)

ありがとうございました。では質疑応答に入らせていただきます。9 ページ目のところ、少し追加ということで、工事用の水の一時使用料についてはもともと高かったからそれは値上げしませんということです。それからもう一つ船舶用の水道料金は、県に対し供給するというので、これについては一般用と同じような改定率で上げていくということですね。このあたりでもご質問がありましたらお伺いできればと思います。

(委員)

先ほど9 ページのところ、船舶給水用の水道料金を値上げするということでしたが、具体的にはどのようなときに船舶用の水道を使われているのでしょうか。

(事務局)

大型の船舶などが、東播磨港に入港したときに飲料水として補給する水を給水していません。

(委員)

東播磨港は人工島にあるのですか。

(事務局)

そうですね。公共ふ頭に外国籍の船舶等がよく入港するのですが、1度の給水で40 m³から200 m³くらい積んでいけます。

(委員)

それが単価280円から320円になるのですね。

(事務局)

そうですね。14.6%改定するとなるとだいたい320円くらいになります。参考までに全国的な船舶用の水道料金を調べてみましたところ、100円代から600円代まで、結構ばらつきがあるようです。平均すると300円代になってくるので、今回値上げをさせていただくとしても、極端に高い金額になるというわけではないと思います。

(委員)

船舶用の使用水量は多いですか。

(事務局)

船に積む量なのでそこまで多くはないのですが、給水収益としては年間で100万円くらいになります。

(委員)

水道料金と下水道使用料がありますが、これは両方とも改定するのですか。それとも水道料金の部分だけ改定するのですか。

(事務局)

水道料金と下水道使用料は別々に計算したうえで、徴収は合わせて行っています。今回見直しをしようとしているのは水道料金です。下水道使用料については、今回見直しをしません。

(会長)

上水と下水道はセットですが、議論は別の場ということで、今回は水道料金のみということですね。

(事務局)

工事用の一時使用料金の単価について、今よく使われているのが口径20mmで、一般の住宅の建設現場などで使われるのですが、20mmの水道料金は基本料金が1か月5,000円、1m³あたり300円いただいています。一般用の水道料金は月額400円、従量料金は段階毎に変わりますが1m³あたり100円からいただいていますので、工事用についてはだいぶ高い料金となっており、一般用の水道料金と比べると基本料金は10倍以上となっています。

(会長)

他にご質問はいかがでしょうか。資料2は答申案ということですが、他にご質問が無いようでしたら、案を削除して、本委員会の答申としたいと思いますがご異議はありませんでし

ようか。

(委員)

異議なし。

(会長)

それでは、案を取ったものを町長にお渡しをさせていただきます。

続いて、次第3の播磨町水道事業ビジョン・経営戦略(案)について事務局から説明をお願いします。

3 播磨町水道事業ビジョン・経営戦略(案)について

(事務局)

資料3 播磨町水道事業ビジョン・経営戦略案をご覧ください。第4回運営委員会で説明させていただいた後に、坂江委員から経営戦略の見直しについて情報提供とアドバイスをいただきまして、加筆修正を行いました。その後2月18日から3月4日までパブリックコメントを行いました。提出された意見はございませんでした。前回の第4回運営委員会資料から修正した点について説明させていただきます。主な修正点としましては、16ページに「これまでの主な経営健全化の取組」を追加しております。当初の経営戦略には載せていたのですが、前回の案では抜けていましたので、追加しております。次に41ページをご覧ください。前回お渡しした段階では空欄としておりましたが、投資・財政収支計画を追加しております。前提条件については表のとおりですので、細かい説明は割愛させていただきますが、欄外に新型コロナウイルス感染症の影響について記載しております。給水収益については大きな変動が見られないことから影響額は見込んでおりません。令和2年度については、水道料金の基本料金の6か月分の減免や県用水の3か月分の料金免除があったことから、過去5年の平均値から除外している旨を記載しております。42ページをご覧ください。投資財政収支計画になります。令和5年度から料金改定する計画となっております。令和5年の1営業収益(1)料金収入を見ていただきますと、この年から料金収入が増額となっています。一番下の欄が純利益になりますが、計画期間内は1億円程度の黒字を計上しております。その要因としましては収入の欄の「営業外収益」「長期前受金戻入」をご覧ください。公営企業会計では、少し特殊な経理を行っておりまして、建設改良工事を行う際に収入した工事負担金や加入負担金などを法定耐用年数に応じて収益化することになっております。ご覧のように毎年7千万円以上の金額を計上しておりまして、大幅な黒字の要因になっています。しかしながら、毎年お金が入ってくるというわけではなく、次の更新工事の際にも同様に収入が見込まれるものではありません。減価償却費と相殺することにより見かけ上の損益は良くなっているということをご理解いただければと思います。43ページをご覧ください。資本的収支とは、将来のサービスを安定的に提供するために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、それから建設改良に要する資金の収受を示すものです。資本的収入の「1企業債」ですが、これは更新事業の際の借入金で、更新事業費の60%を賄う予定とし

ており、概ね 30 年で償還を行ってまいります。資本的支出の「1 建設改良費」ですが、39 ページに「投資計画の方針」をまとめておりますが、それに基づいて事業を行っていく際に必要となる費用です。だいたい 4 億円前後の事業を実施する必要があります。「2 企業債償還金」はこれまでの借入金の元金償還金で、平成 12 年から平成 30 年度までは借入を行っていなかったことから一時的に減少しますが、今後増加し続けることとなります。一番下の欄の企業債残高は、毎年 2 億円前後の借入を継続していくこととなりますので、計画期間の令和 13 年度には 20 億円を超えてしまう予想となっており、企業債残高はその後も増加し続けることとなります。長期的な展望の「料金収入と利益の推移予想」では、料金改定により料金収入が増加しますが、人口減少に合わせて減っていく予想となっており、損益も徐々に悪化していく見込みです。「現金預金残高推移予想」では、料金改定を行うことで 2043 年度（令和 25 年度）までは現状と同等の資金が維持できる見込みです。ただ、それ以降は資金の減少ペースが早くなるため、投資と財源のバランスについて慎重に検討を行う必要があります。以上が前回からの主な修正点となります。水道事業ビジョンについては、3 月末までにホームページに掲載したいと考えております。説明は以上でございます。

（会長）

ありがとうございました。皆様ご質問はありますでしょうか。経理処理の説明で難しい話も出てきていると思いますが、一番わかりやすいところとしましては 43 ページのグラフで、水道料金が上がるということで現金が増え安定していくように見えていますが、さらに先の方を見ると大きく減ってくる時期があるということで、今現金が多いから水道料金を上げなくていいということにはならないということですね。2038 年くらいまでだとよくわからないですけども、2048 年を見ると赤字となって、やはり一度値上げしておかないといけないかなということがわかります。

（委員）

それは現在考えている値上げですか。それともまた何年後かに、そんなに間を開けないで検討されるということですか。今までみたいに何十年も同じ額に据え置くということではないですね。5 年か 10 年くらいでまた一度考え直すということですか。

（事務局）

5 年毎に必要な経費が回収できているか、確認していきます。今回でしたら令和 5 年から令和 9 年までで、どれくらいの費用が必要かということからどれだけの料金改定が必要かという算定をしています。その後の期間についても 5 年刻みで検証して、料金の改定をするかどうかは別としても改定が必要かどうかの検討は引き続きしていく必要があると思います。

（委員）

5 年くらいで検討していただけたらありがたいです。

（事務局）

現金残高の推移予想を見ていただくと結構あるように見えますが、その分借入をしてい

くので、今から 10 年後には 20 億円の借金残高が残っていき、その 10 年後にはどれほど残っているかというときにさらに 20 億円上積みになるので 40 億円くらいになって、その 10 年後にはまたさらに 20 億円増えます。30 年で償還していくので、このままいくとだいたい 60 億円の借金残高ができてしまいます。それがいいのかということもありますし、今は特に重要な管路を更新する必要があり、かなりお金がかかりますが、ある程度更新のめどがついた段階で更新工事をどのくらいの規模に抑えていけば収入とのバランスが取れるのかということも検討しないといけないと思います。

(委員)

時期的にずいぶん前に住宅が急激に増えたじゃないですか。それに伴う下水管の修理や入れ替えとかそういう金額もありますね。

(事務局)

水道と下水道は別々に経理をするので、下水の管を入れる際に水道の管が邪魔になるということで移設したり、水道管を新しくしたりした工事の負担金としてもらったお金があります。ただ、その時によけているので、今度下水の管を布設替するときには水道管は特に触らなくてもできるだろうということもあります。先ほどお話した長期前受金というのはそのようなお金も結構含まれていて、次の更新時にもらえるお金ではありませんので、見かけ上は収入があるように見えますが、今後入ってくるお金ではないということになります。

(委員)

収支計画は 2031 年までで、推移予想では 2053 年までですね。収支計画の建設改良費は 3 億 5 千万円からだいたい 4 億円ですね。これは 48 年間はずっとこの状態が続くということでしょうか。

(事務局)

長期的な展望ではその条件で予測しています。ただそれを継続すると推移予想のようなことになってしまうので、ある程度、例えば重要管路の更新などのめどがついた段階で見直しをしないとイケないかなと思います。

(委員)

その辺の損益分岐というのは 2048 年度が目安となるというわけですね。人口が減るので料金はこれ以上は入ってこなくなるのですか。

(事務局)

そうですね。今損益上は、2048 年くらいで少しマイナスになっています。

(委員)

人口の減少による減ですか。

(事務局)

人口の減少率も加味しています。ただその通り人口が減っていくのか、例えば水をたくさん使う企業がたくさん入ってきたら、またそれも変わります。いろんな要素があるので、長期的なところは一定の条件でしか予測できないです。

(会長)

社会情勢等もありますので、なかなか先が見通せない。原材料費が上がってしまうこともあると思います。そのために44ページのところで、5年毎に検証を行っていくということですね。

(委員)

今回コロナが始まって3年ですね。これは水道料金の関係で影響はありましたか。

(事務局)

一般家庭用ではそんなに大きな影響は出ていないような感じです。大口径では、企業で使用量の変動があるのでコロナの影響がどこまであるかというのは難しいですが、給水収益自体は横ばいか若干減っているかというのが、現状の分析です。

(委員)

飲食店では夜の営業がストップしている所もありましたので、減少もあるのかなと思うのですがどうですか。

(事務局)

飲食店の使用状況を見ましたところ、水量が減っている所もありました。ただ持ち帰りなどに力を入れているような店舗では逆に増えているようなところもあり、事業の形態によって変わってくると思います。

(会長)

今後在宅ワークが増えてくると、結構コロナで家庭用の水道料金が上がったりしますので、在宅ワークが増えると昼間の使用量も増えることもあるかと思っています。

(事務局)

ただ、現状では大きな増減はみられません。

(会長)

こちらはビジョン・経営戦略の案なので、将来についてのことが書いてあり、見直しをしながらまた修正をしていくということです。ただ、コロナの影響などでなかなか先が読めないこともあります。こういった方向でいきたいということですね。他にご意見はありませんでしょうか。ご意見等がないようでしたら、本日の議事を終えたいと思います。

4 その他

(事務局)

会長、円滑な議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様、貴重なご意見ありがとうございました。続いて、次第の4その他で今後のスケジュールについて説明させていただきます。「播磨町の水道料金について」という諮問に基づき、ちょうど1年かけて全5回にわたり開催してきました播磨町上下水道運営委員会は、今回でいったん一区切りということになりますが、令和4年度以降の開催予定について説明させていただきます。令和4年度以降につきましては、播磨町水道事業経営戦略や下水道事業の経営戦略における投資

財政計画の進捗状況や経営状況等についての報告などを議題としまして、年1回程度の開催を予定しております。また、水道料金改定後のフォローアップなども行っていきたくと考えていますので、委員の皆様におかれましては、引き続き上下水道運営委員会委員をお願いさせていただきたいと考えています。その際は、どうぞよろしく願いいたします。令和4年度の開催時期につきましては、国が作成する経営比較分析表において、前年度の決算数値がとりまとまるのが1月下旬ごろになりますので、それをもとに播磨町上下水道運営委員会の資料を作成したいと考えているため、2月頃に開催したいと思います。また、適切な時期に委嘱状や日程調整などのご案内をさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお、人事異動や役員交代などにより委員が変更になる場合は、後任の方の選任などをお願いさせていただきたいと思いますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。また、本日の会議の議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいたのち、個人名等は伏せただけで後日、町のホームページで公開させていただきます。委員の皆様におかれましては、今後ともご協力賜りますようよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、第5回播磨町上下水道運営委員会を閉会いたします。皆様、長期間ありがとうございました。